軍事大国化に道を開く日本学術会議法案の廃棄を強く要求する

2025年4月27日

長野県革新懇2025年度総会

日本の科学者の代表機関である日本学術会議を、内閣総理大臣から独立した国家の「特別機関」から内閣総理大臣に縛られた「独立行政法人」に改める新「日本学術会議法案」の審議が2025年4月18日から始まった。

日本学術会議は、アジア・太平洋戦争において科学技術者が動員された苦い教訓の上に立ち、戦争や軍事目的のための科学研究を行わず、その独立性と自律性を尊重して運営されてきた。しかし、菅政権は2020年、このことを敵視し学術会議会員6人の任命拒否を強行した。その説明責任を果たさないまま、石破政権は学術会議の全面的な変質に乗り出した。

法案の示すところによれば、その内容は以下の通りである。

第1に、日本学術会議の会員は、総会で選任した会員候補選定委員会が選定した会員候補のうちから、選定助言委員会の作成した方針に基づいて、総会の決議により選任される。選定助言委員会は、総会で外部から選任される。

第2に、日本学術会議の会長は、内閣総理大臣の認可等を受ける中期的な活動計画及び年度計画の作成又は変更、予算の作成等の議案を総会に提出するときは、運営助言委員会の意見を聴かなければならない。運営助言委員会は、外部から会長によって任命される。

第3に、日本学術会議の役員として、会長・副会長の他、監事が設置される。監事は会員以外から内閣総理大臣によって任命され、業務を監査し、事務及び事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査し、内閣総理大臣に提出する書類及び報告書を調査する。必要があるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

第4に、内閣府に総理大臣によって任命される日本学術会議評価委員会が設置され、日本学術会議の自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、日本学術会議に意見を述べ、内閣総理大臣に通知する。日本学術会議は、意見を適切に反映させなければならない。

第5に、内閣総理大臣は、日本学術会議に対し、業務、資産、債務の状況を報告させ、職員に日本学術会議の事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

以上のことから明らかなように、日本学術会議は、独立性が損なわれ、政府の意向に沿う組織に変質することは明らかである。

石破政権は今、ひたすら軍事大国化をめざしてあらゆる制度・政策をそのために改編している。法案は学術研究分野での具体化であり、戦争できる国づくりに向けた一環である。

長野県革新懇は石破政権のこのような危険な策動を断じて許すことはできない。長野県革新懇は法案を阻止し廃案にするために全力で奮闘するものである。